

只見町浄化槽維持管理費助成金支給要綱

令和4年3月4日只見町訓令第5号

(趣旨)

第1条 町は、浄化槽の適正な維持管理を促進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全を図るため、浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に係る費用の一部を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (3) 指定検査機関 法第57条に基づき福島県知事の指定を受けた公益社団法人福島県浄化槽協会をいう。
- (4) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる専用住宅の浄化槽管理者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 町内の農業集落排水施設処理対象区域以外の区域に浄化槽を設置していること。
- (2) 当該浄化槽管理者又はその配偶者若しくは親族その他が設置場所に住所を有すること。
- (3) 町税を完納していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、法定検査費用の額とし、予算の範囲内において別表に掲げる額を限度とする。

(業務実施機関の指定)

第5条 町長は、指定検査機関を業務実施機関に指定する。

(助成の方法)

第6条 第4条に規定する助成金は代理受領の方法により支給する。

(代理受領の方法)

第7条 助成対象者は、第5条の規定により町から指定を受けた業務実施機関（以下「業務実施機関」という。）において、法定検査を受けた場合は、それらに要した費用（以

下「手数料」という。)から助成金を控除した額を業務実施機関に支払い、助成対象者の委任を受けた業務実施機関の請求により町は当該助成金を当該業務実施機関に支払うものとする。

(代理受領の手続)

第8条 助成対象者は、代理受領の方法により助成金の支給を受けようとする場合は、法定検査の際に助成対象者であることを業務実施機関に申し出なければならない。

2 町は、代理受領の方法による手続が円滑に行えるよう業務実施機関に対し、助成対象者情報の提供に努めるものとする。

(業務実施機関の報告及び請求)

第9条 業務実施機関は、第7条の規定により手数料の一部又は全部を徴収しなかった法定検査については、浄化槽の法定検査実施報告書(様式第1号)に法定検査実施箇所一覧表(様式第2号)及び当該検査に係る浄化槽法定検査結果書の写しを添えて町長に報告し、浄化槽維持管理費助成金代理受領に係る支払請求書(様式第3号)により町に請求しなければならない。

2 業務実施機関は、前項の報告及び請求にあつては、業務実施1箇月ごとに報告及び請求しなければならない。

(助成金の支払)

第10条 町長は、前条の報告及び請求を受けた場合において適当と認めるときは、助成を決定し、請求書を受領した日から起算して30日以内に当該業務実施機関に助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払にあつては、只見町財務規則(昭和58年只見町規則第7号)第53条第4項に規定する委任状を要しないものとする。

(業務実施機関の指定の取消し又は停止)

第11条 町長は、業務実施機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第2条第3号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 故意に不当な手数料を請求したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受け取った者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	助成金限度額	
	10人槽以下	11人槽～20人槽
法定検査（第7条）	10,000円	13,000円
法定検査（第11条）	6,000円	8,000円